

令和6年度第3回子ども・子育て会議での委員御意見に対する検討状況について

資料3

番号	次期計画の基本施策		委員御意見	御意見を踏まえた検討内容
	No	基本施策名		
1	8	保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保	子育て支援員研修に関して、名古屋市では、今年度の2月開催の専門研修から受講者数に空きがあれば、既に取得資格を取得した人がオブザーバーとして参加できる取組を始めている。そのような形であれば、追加の予算等も必要がないと思うので、既に資格を取得した方で働いている方や資格を取得しただけで、なかなかまだ働くまでは至らないが新しい知識を得たいと思う方のために門戸を広げていただきたい。	例えば、各コースにおいて空きが生じた場合は既修了者を対象として講義を聴講可能とする等、研修の受託業者とも相談しながら対応してまいります。
2	8	保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保	保育所施設自体へのプログラムが多く、もう少し支援が欲しいと思っている。架け橋プログラムへの参加、こども誰でも通園制度、この後の相談事業においては予算組みされておらず、これ以上しなくてはいけないことが増えてしまうと人手不足の中、保育者が倒れるのではないかとと思っている。従前からお願いしているが、保育者の加配を行い、最低基準はあるが標準的な適性基準みたいなものがなく最低基準を満たすための補助金ですら足りていないのが現状であり、更にその上をやれというのはちょっと難しい問題だと思う。愛知県として標準的な適正なものを出していただきたい。	愛知県では、1歳児に係る職員配置の改善を支援する補助事業を県独自で実施し、これまでも先進的な支援を行ってきました。今般、国において、事業内容が一部重なる加算措置が設けられることとなったことを受け、先進的な支援を後退させることなく、より安心して子どもを預けられる体制を整備するため、施設の実情に合わせた柔軟な保育士配置を支援する補助事業を県独自で新たに設けたいと考えております。以上を踏まえ、P82に「〇 県及び市町村は、安心して子どもを預けられる体制を整備するため、特定の年齢区分における配置改善、低年齢児の途中入所への対応、職員のワーク・ライフ・バランスの改善等、施設の実情に合わせた柔軟な保育士配置をするための支援をします。」を追記しました。
3	8	保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保	人口減少地域の保育の問題があり、小学校は義務教育なので子ども1人でも学校の運営費は賄われるが、保育所の場合は子どもの人数にしたがって補助金が減らされていくので、子ども1人をそこで保育しようと思うと、もう成り立たない状況である。社会福祉施設というのは、自分の先祖の土地を寄付してやっているところもあったりし、もしやめるとそれも没収されてしまい、なかなかやめられなかったりするので、運営が成り立つような仕組みを考えて欲しいと思っている。1つの案としては分園制度として分園で運営できるようにする方法がある。その園のスタッフも、子育て中のお母さんたちを支援するのも大事だが、支える施設が崩壊してしまったり成り立たなくなってしまう。	委員御指摘のとおり、人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能を確保・強化することは、課題の一つであると認識しています。国においては、人口減少に対応した公定価格となるよう、定員と実員の乖離を縮小するための定員区分の見直しなどに取り組むこととしており、国と連携し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進めてまいります。
4	8	保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保	提案になるが、国の施策として、介護の大学生の授業料、看護師、自動車整備士もあるらしいが必要な科目・学科に関しては、授業料を無償化するかの話が出ている。愛知県として足りないところの専門家を養成する大学の授業料をもっと支援する形というものがあっていいんじゃないかと思う。本当に今保育士が足らなくて、紹介会社を頼ることもあり、ただでさえ子どもに使わなきゃいけないお金をそんなところに使いたくないというのが現状である。ぜひ授業料の無償化、そういう試みをしてもらえるとありがたいと思う。	委員御意見のとおり、保育人材の確保の観点からも保育士養成施設への入学者の減少は課題の一つであると認識しております。授業料の支援については、保育士養成施設の入学者を対象とした修学資金の貸付を実施しており、令和7年度より貸付枠を120人から200人に拡充することで、新たに保育士資格を取得しようとする人の支援の強化を図ることとしております。
5	8	保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保	【数値目標】「待機児童数」に関連して、現状の57人という数値はあくまでも4／1時点における待機児童数であり、育休復帰の方たちが年度途中に待機児童となってもそれらは57人の中に含まれていないのではないかと。育休復帰のために育休退園という問題が起きており、57人の解消という数値目標だけでは育休退園の問題は解決されないのではないかと。	育休退園の問題については、保育団体からも解消を求める要望を受けております。保育認定は市町村が実施主体であり、県が強く指導することはできませんが、市町村担当者会議で意見交換を行ったり、今年度は市町村監査の際に、育休退園の状況を確認し改善に向けて取り組むよう依頼したりしているところです。今後もこういった機会を捉えて市町村へ働きかけを行ってまいります。
6	8	保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保	待機児童対策に関して、定員まで預かれないのは、保育士がおらず預かれないという現状があるので、そこにももう少し取り組みをして欲しいと思う。	委員御意見のとおり、保育士不足により定員まで子どもを受け入れることができなかったことが待機児童が発生している主な原因の1つであると認識しております。そのため、保育人材の確保が必須であることから、保育士養成施設の入学者を対象とした修学資金の貸付や潜在保育士の再就職支援などを行っているところであり、今後も現在実施している事業を中心に人材確保の推進を図るとともに、国や市町村と連携しながら待機児童の解消に取り組んでまいります。
7	11	思春期保健対策の充実	【数値目標】「学校等と連携して思春期教育を実施している市町村の数」に関連して、単に性的な知識だけではなく、性の多様性であったり、人権尊重を基盤とした科学的根拠のある国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づく包括的性教育、そういったものをぜひ推進していただきたいので、人権尊重を基盤とした性教育とかそういった文言を入れていただけないか。	委員御意見を踏まえ、次の取組をP78に追記しました。 「〇 県は、教育、保健、医療関係者が連携し、子ども・若者が妊娠・出産に関する正しい知識を身に付けるための普及啓発や、自他の尊重や性に関する適切な態度や行動選択について健康教育を実施します。」 なお、今回、御意見いただいた単に性的な知識だけではなく、現状に合わせた多様な内容の性教育については、各市町村の保健機関において地域の実情に応じて実施しております。 市町村において保健及び教育現場それぞれの現状を確認しながら、健康課題に応じた必要な性教育が実施できるよう県として取り組んでまいります。

令和6年度第3回子ども・子育て会議での委員御意見に対する検討状況について

資料3

番号	次期計画の基本施策		委員御意見	御意見を踏まえた検討内容
	No	基本施策名		
8	11	思春期保健対策の充実	最近の状況を見ると、大麻とか覚醒剤だけではなく、せき止めや風邪薬のいわゆる市販薬のオーバードーズが、特に10代の女性に限って調査をしたものを見ると全体の65%を占めている。子ども・若者の大きい健康課題や生き方の課題になっているので、大麻だけではなくって市販薬のオーバードーズ、そういったものについても文言として入れていただけないか。	委員御意見を踏まえ、「◇現状と課題」P117に下線内容を追記・修正しました。 「薬物に関しては、大麻による検挙者数が急増しており、2023年、県において、はじめて覚醒剤による検挙者数を上回りました。全国的にも同様の状況であり、「大麻乱用期」の渦中にあるといえます。また、大麻による検挙者のうち7割以上を若者が占めており、若年層への乱用拡大が懸念されています。SNS等の普及により違法薬物の販売方法が潜在化・巧妙化するとともに、害や依存性がないというような違法薬物に関する誤った情報が拡散するなど、新たな課題も生じています。更には、市販薬等の過量服用、いわゆるオーバードーズが全国的に発生するなど憂慮すべき状況にあります。そのため、若年層に対して違法薬物の有害性や市販薬等の適正使用について、具体的に教示し、正しく理解させる必要があります。」 また、P119とP127の取組に下線内容を追記しました。 「○ 県は、小学校、中学校及び高等学校からの要請に応じて「薬物乱用防止教室」を開催し、大麻を始めとする薬物や市販薬等のオーバードーズの有害性、危険性に関する啓発を推進します。」
	12	学校教育の充実		
9	12	学校教育の充実	素案の129ページに不登校生徒への支援について、はぐみんプランに記載されているが、コロナ禍をきっかけに、不登校の生徒の数がどんどん増えていることは御存知だと思う。 市町村によって、フリースクール等に通う生徒に対しての通学定期券の許可証を発行する市町村と発行しない市町村があるということを聞いている。発行している市町村でも、不登校の生徒でフリースクールに通っている生徒のうち、学校に戻ることを前提としてフリースクールに一時的に通うということを約束しなければ、定期券の発行を認めませんという市町村が幾つかあるようである。 子どもの学ぶ機会を、わざわざ市町村、教育委員会が妨げているということになると思うので、県としては是非その是正に御協力をいただきたい。	文科省通知「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」（平5.3.19 5初中30）によれば、対象となる児童生徒として、「学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている義務教育諸学校の登校拒否児童生徒で、校長が「登校拒否問題への対応について」（平成4年9月24日付文初中第330号）に基づき、当該相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができるとした者とする。」とされております。 そのため、個別事案によって対応は異なってくるところでございます。
	12	学校教育の充実	色々な社会保障制度や各助成金などの申請について、保護者の能力によってやれるやれないがあったりとか、市役所に行くことのハードルがあったりして申請ができないというのが現実にある。したがって、高校生のうちに（そういう手続きができることなどの）情報提供の授業をすべき時期に来ているんじゃないかなと思っている。 制度が複雑すぎて、親も説明できないので、社会福祉士を取っているソーシャルワーカーなど制度にもう少し詳しい人達を各学校、中学校・高校に派遣して行い、産み育てることってこんな支援していることを分かってもらえるのはどうか。	小学校においては社会科、中学校においては社会科公民分野で、学習指導要領に則り社会保障制度について学んでおり、また、高等学校では、学習指導要領に則り、公民科の「公共」や家庭科の「家庭基礎」などの授業の中で、全ての生徒が社会保障について学習しております。 社会福祉士を取っているソーシャルワーカーなどの学校への派遣などの委員の御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
11	17	児童虐待防止対策の推進	【数値目標】「こども家庭センターを設置している市町村の数」に関連して、児童虐待防止対策の推進でいえば、子ども家庭総合支援拠点が各市町村に既にできており、形が変わるだけではないが、こども家庭センターについては、どこの市町も令和8年度中には開設できるように動いている状況であり、目標年度2029年に対しては早い段階で達成されると思う。 したがって、もう少し努力の成果がわかる具体的な指標を数値目標とした方が良いかと思うが、虐待対応件数、解決した件数とかだと中々難しいと思われるので、基本施策(P165)には、「児童相談センター(児童相談所)の専門職員の増員などの体制強化を図る」が記載されているため、児相の専門職員の人数を数値目標としてはどうか。	・児相の専門職員の人数は、児童福祉法施行令により配置基準が定められており、本県ではその基準を満たす配置ができています。また、配置基準では虐待対応件数（実績）に応じて専門職員が加算される仕組みとなっており、あらかじめ数値目標として見込むことが困難な実態もございます。 ・当該目標は、国「新たな児童虐待防止体制対策総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）の記載目標であり、児童虐待防止対策の推進には重要であると考えているため、当該目標を設定したところです。（2024年度38市町/53市町村 71.7%）
	17	児童虐待防止対策の推進	素案P170に（市町村の相談支援体制の整備に向けた支援）が記載されているが、こども家庭センターについては、助言や研修実施、情報提供や説明会を行うといった支援となっている。 市町村のこども家庭センターでも児童相談所と同様に専門職の確保が課題であり、そこに対して専門職確保のための補助制度を設けるなど、もう1歩踏み込んだ支援の施策を盛り込んでいただくとともに、数値目標として市町村こども家庭センターの専門職員の人数を数値目標としていただけないか。	こども家庭センターの職員配置基準は、国のガイドラインに基づき定められているものであり、その基準を上回る職員配置等の方針については、各自治体によって異なるため、目標には馴染まないものと考えております。専門職の確保については、市町村において国補助金「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」の活用が考えられます。